

平成
22年度

税制改正

平成22年度の税制改正においては、「公平」「透明」「納得」の原則の下、税制全般にわたる改革の第一歩を踏み出しました。

具体的には、「控除から手当へ」等の観点からの扶養控除の見直し、環境や健康等への影響に配慮した見直しの第一歩としてたばこ税の税率の引上げや暫定税率などの燃料及び車体課税の見直し、「新しい公共」を支える市民公益税制の拡充、いわゆる「一人オーナー会社課税制度」の廃止、納税者の視点に立った租税特別措置等の見直しその他の各般の税目にわたる所要の措置を一体として講じました。

このパンフレットは、「所得税法等の一部を改正する法律」（平成22年法律第6号）及び「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」（平成22年法律第8号）並びに「平成22年度税制改正大綱」（平成21年12月22日閣議決定）等の内容を分かりやすくしたものです。

※ 「所得税法等の一部を改正する法律」及び「租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律」は平成22年3月24日に可決・成立しました。



平成22年4月
財務省